

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
柴島高等学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 548 1611 793"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和6年11月26日</td> <td>午前8時20分から午後2時00分まで</td> <td>午前8時20分から午後4時50分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和6年11月26日	午前8時20分から午後2時00分まで	午前8時20分から午後4時50分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【職務専念義務の免除手続きについて(通知)(平成23年12月12日 教職員室教職員人事課長)】 1 所属教職員に対する周知事項 (1) 健康管理事業に係る職務専念義務免除の申請は、当該事業を受診するために必要な範囲で行うこと。</p>
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間								
A	人間ドック	令和6年11月26日	午前8時20分から午後2時00分まで	午前8時20分から午後4時50分まで(全日)								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和8年1月19日)